

## 当館アーチェリー場における利用上の留意点

・当館アーチェリー場を利用できる者は、原則、高校生以上で「認定証」の発行を受けた者  
とします。

ただし、小中学生の利用については以下の条件をクリアした場合に利用を認めます。

(1) アーチェリー協会会員の保護者が同伴する場合

(2) アーチェリー協会非会員の保護者が同伴する場合で、アーチェリー協会の発行したグ  
リーンバッジを所持する小中学生。

上記の(1)、(2)に該当する際は特別認定証を発行します。(発行日より1年間有効)

精神・知的障がいのある方はアーチェリー体験・認定会での利用のみとし、認定証の交付  
は行わないものとします。

また、認定証の交付後、精神障がいに区分が変わった方は、認定証の有効期限に関わらず、  
これを無効とします。

- ・ 同時「シューティング」、同時「矢取り」を厳守し、「6射⇒矢取り」とする。
- ・ 射場は、飲酒・飲食・喫煙禁止です。(水分補給は可)
- ・ 矢を紛失した場合は、見つかるまで競技・練習を中止し、その場の競技者全員で矢を探  
し、矢が見つかるまでは競技・練習を行ってはならない。(もしも見つからなかった場  
合は、必ずスポーツ受付に報告してください。)
- ・ 認定会参加時は指導員・監督者の指示、ホイツスルに従い行動すること。

以上のルール・マナーを守らなかった場合は、利用をお断りすることがあります。

2020年7月9日 制定  
ふれあいランド岩手 スポーツ指導グループ